

小規模保育事業所の設置認可について

1. 概要

(1)趣旨

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度において、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業となりました。児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項において、地域型保育事業を認可しようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められております。

今回、申請のありました小規模保育事業所を認可するにあたり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と照らし合わせ、適合する見込みであることから、習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

《児童福祉法(抄)(昭和 22 年法律第 164 号)》

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※ 家庭的保育事業等・・・地域型保育事業のこと。(下記参照)

(2)小規模保育事業

小規模保育事業は、原則として、満 3 歳未満の保育を必要とする子どもが対象となる事業で、本市では、習志野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小規模保育事業 A 型及び B 型を整備する予定です。

事業名	概要	定員
小規模保育事業	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。以下の 3 類型がある。 A 型: 保育所分園に近い類型 B 型: A 型と C 型の中間的な類型 C 型: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型	A 型・B 型 6 人以上 19 人以下 C 型 6 人以上 10 人以下

2. 小規模保育事業 A 型及び B 型の主な認可基準

項目	小規模保育事業 A 型	小規模保育事業 B 型
定員	6 人以上 19 人以下	
設備	(1)0 歳から 1 歳児 乳児室又はほふく室 一人当たり 3.3 m ² 以上 (2)2 歳児以上 保育室又は遊戯室 一人当たり 1.98 m ² 以上 (3)屋外遊戯場(付近の代替地含む) 2 歳児以上一人当たり 3.3 m ² (4)調理設備、医務室、便所等を設置	
職員	(1)保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務委託等の場合は、調理員不要 (2)保育士の配置 0 歳児 3:1 1 歳～2 歳児 6:1 $\left. \begin{array}{l} 0 \text{ 歳児 } 3:1 \\ 1 \text{ 歳} \sim 2 \text{ 歳児 } 6:1 \end{array} \right\} + 1$	(2)保育士(1/2 以上)、保育従事者 ^{*1} 、嘱託医、調理員 ^{*2} ※1:子育て支援員等 ※2:調理業務委託等の場合は、調理員不要 (2)保育士の配置 0 歳児 3:1 1 歳～2 歳児 6:1 $\left. \begin{array}{l} 0 \text{ 歳児 } 3:1 \\ 1 \text{ 歳} \sim 2 \text{ 歳児 } 6:1 \end{array} \right\} + 1$
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く。)	
開所時間	原則、11 時間以上	
給食	自園調理(5 年間の経過措置有)	
連携施設	乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する。 【主な連携内容】 ① 入所児童との交流に関する支援 ② 行事等への参加に関する支援 ③ 保育に関する相談等の支援 ④ 食事の献立等に関する支援 ⑤ 屋外遊戯場の利用に関する支援	

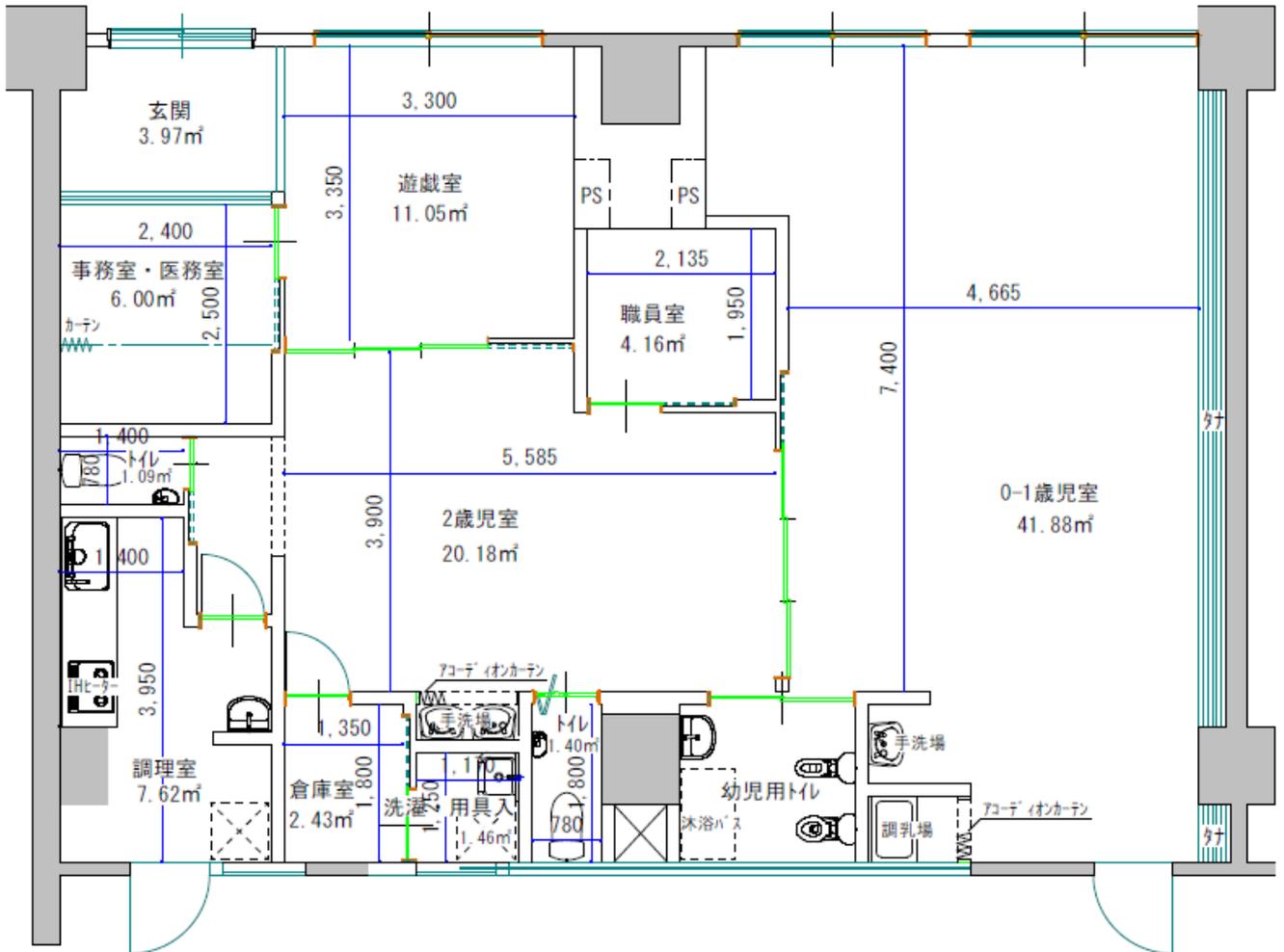
3. 設置予定事業者

本市にて、既に小規模保育事業所を運営している下記の施設から、平成 29 年 6 月 1 日開園予定の小規模保育事業所の申請がありました。

(1)ひまわり保育園 3rd

事業主体	ラビットポケット株式会社
事業・施設住所	習志野市本大久保 4-12-3 パルテール習志野
事業の種類	小規模保育事業 B 型
事業開始予定日	平成 29 年 6 月 1 日
定員	18 人 (内訳)0 歳児:6 人 1 歳児:6 人 2 歳児:6 人
設備 (平面図参照)	敷地面積:5230.66 m ² 建築構造:鉄筋コンクリート造 8 階建て 事業対象延床面積 119.68 m ² (1)保育室等 乳児室 41.88 m ² (定員 12 人、必要面積 39.6 m ²) 保育室 20.18 m ² (定員 6 人、必要面積:11.88 m ²) 遊戯室 11.05 m ² (2)屋外遊戯場 中央公園約 20,000 m ² (必要面積:19.8 m ²) (3)その他設備 調理室、医務室、沐浴設備、便所、事務室等
職員	施設長:保育士 保育士:6 名 保育従事者:2 名 調理:1 名 事務:1 名 嘱託医:2 名(内科医及び歯科医)
開所曜日	月曜日から土曜日(祝日、年末年始除く)
開所時間 (時間外開所時間含む)	7 時から 19 時まで
給食	自園調理
連携施設	市立本大久保第二保育所
保育方針	保育を必要とする乳児又は幼児が増加している現状に対して、保育を必要とする乳児を一人でも多く、保育できる施設を公共機関の近くに提供し、地域の児童福祉の向上に貢献したく、京成大久保駅近くに当園を設置しました。 【保育方針】 ・一人ひとりの個性を大切にされた保育を行う。 ・心身ともに、健康で活力ある「げんきな子」を育てる。 ・一人ひとりの成長に合わせて、生活習慣が身に付くことができるよう保育を行う。 ・家庭的保育の中でいろいろな体験を通し、豊かな感性と創造性を培う保育を行う。

ひまわり保育園3rd敷地図面



ひまわり3rd 設置予定位置図



- ・屋外遊技場(中央公園)までの距離 約 250m 子どもの歩行速度で徒歩約 10 分